

参考資料2

事務局提案

No	該当箇所	頁	指摘事項	事務局提案
二、第3条第1項柱書				
1	3. (1) 柱書	5	(事務局より)	2.(2)の記載について、表現の統一を図るとともに、審査運用を記載し明確化。 「指定役務が、例えば、次のような場合には」 「出願人が、指定役務に係る業務を行い得る法人であること、又は、個人として当該国家資格等を有していることのいずれの確認もできない場合。」
2	3. (1) 柱書	6	「類似群」という語が説明なく使われているが、「類似商品・役務審査基準」に拠る語である旨の説明があるべきと考える。	御指摘を踏まえ、「類似商品・役務審査基準」において説明されている記述を用いて修正し、審査運用を明確にする語を追記。 「指定商品又は指定役務の各区分において類似群(類似関係にあると推定する商品又は役務をグルーピングしたもの)」
3	6. (1)(イ)	10	商標が薬剤の容器の形状であるとしても、この形状を、例えば、ガーゼ等の「収納用ケース」や「商品パッケージ」として使用する例や、広告として使用する場合も想定し得る。そうすると、薬剤以外の指定商品との関係でも商標たり得るため、第3条第1項柱書の例としては適切ではない。	御指摘を踏まえ、(イ)の記載を以下のように修正するとともに、【商標登録を受けようとする商標】記載の薬剤の容器の形状を衛生マスクの形状に修正。 (イ)「商標が、指定商品中の一部の商品等の形状からなるが、その他の指定商品等においては商品等の形状として想定し得ず、かつ、商品等の広告としての使用も当然に想定し得ない場合」
4	9. (1)(イ)	16	(事務局より)	(イ)の例示として、より適切な【商標登録を受けようとする商標】を差し替え、(解説)についても以下のように明確化。 「～標章を付する対象たる包装容器を表す破線が、全体像を表していないため、標章を付する位置が定まらず、商品における位置を特定することができない。」
5	10. (1)(ア)	21	(1)(ア)の音商標と認められない例の記載において、「音を特定するため以外の」の文言が「楽曲」を修飾しているように読めるため、「音を特定するため以外の」の文言の挿入位置を再考すべきである。	御指摘を踏まえ、以下のように修正。 「願書に記載した商標に、楽曲のタイトルや作曲者名等の、音を特定するために必要な記載以外の記載がなされている場合。」
6	11. (1)(イ)	26	(イ)の事例は、位置商標として特定がされている例として理解することもできる。「位置を特定した色商標」と「色彩を構成要素とする位置商標」との峻別を明確にする「必要的用語」があれば積極的に示してはどうか。	御指摘を踏まえ、(イ)のタイトルを修正するとともに、解説の記載を以下のように修正。 タイトル 願書に記載した商標及び商標の詳細な説明に、標章が色彩のみからなると認識し得る記載がなされている場合 (解説) 「位置商標は、商標法施行規則第4条の6により、標章の要件として、『文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。』ことから、商標の詳細な説明においてこの点を明確にする必要がある。この事例においては、『包丁の柄の部分 を を赤色とする』との記載が、『包丁の柄の部分』に『赤色』という色彩の標章を付するものとも解釈し得るため、標章が色彩のみからなるものと認識され得る。～『包丁の柄の部分 を を赤色とした立体的形状からなる』と等に補正をする必要がある。」
三、第3条第1項第1号(商品又は役務の普通名称)				
7	1. (例1)	30	商品の表記と商標が一致しているもののみが列挙されているが、商品の表記と商標が異なっている例もあった方が例示として適切である。	御指摘を踏まえ、(例1)一般的な名称の事例を以下のように修正。 商品「電子計算機」について、商標「コンピュータ」

No	該当箇所	頁	指摘事項	事務局提案
8	2. (1)	30	「普通に用いられる方法で表示する」に該当しないと判断する場合を「取引者において普通に使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合」と表現しているが、「普通に」という文言を繰り返さずに「通常一般に」などと言い換えた方が理解しやすい。	御指摘を踏まえ、以下のように修正。 「取引者において <u>一般的に</u> 使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合」
9	2. (1) (例1) (例2) 等	31 37 41	一般的に使用されているフォントで表示された場合には、態様にかかわらず「普通に用いられる方法で表示する」に該当するとの誤解を生じる可能性もあるので、フォントが一般的でかつ態様も特殊でないことを書き加えることが考えられる。(例1)と(例2)を対比して疑問が生じないように整理する必要がある。	御指摘を踏まえ、(例1)及び(例2)の事例を以下のように修正。 (例1) 「取引者において一般的に使用されている書体及び構成で表示するもの」 (例2) 「取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない <u>特異なレタリングを施して表示するもの又は特異な構成で表示するもの</u> 」
10	2. (1) (例1) 等	31 37 41	2. (1)(例1)や第3条第1項第3号の5. (例1)等で「フォント」という語が使用されているが、併せて使われている「書体」と同義であれば、記載を統一すべきである。	御指摘を踏まえ、「フォント」の語を「書体」に記載を統一。
五、第3条第1項第3号(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示)				
11	1.	34	(事務局より)	1. の記載内容は「商品又は役務の特徴等」の一類型を示したものであり、判断方法そのものではないことから、1. のタイトルから「の判断方法」の部分を削除し、「商品の産地、販売地(略) <u>について</u> 」と修正。
12	1. (2)	34	改訂案の文言が「間接的に表示するにすぎない場合は」となっているが、現行基準では「にすぎない」という文言は使われておらず、「間接的に表示する商標は」となっている。基準改訂の前後で運用を変更しないのであれば、文言も現行に即した「間接的に表示する商標は」とするべき。	御指摘を踏まえ、「間接的に表示する <u>場合は</u> 」に修正。
13	2. (1)	34	「旧国家」と「旧地域(旧国家名を含む)」を並列的に記載している理由が明らかでない。	御指摘を踏まえ、「旧地域(旧国家名を含む)」を「 <u>旧地域</u> 」に修正するとともに、「 <u>旧国</u> 」の語を追記。
14	2. (1)等	34	(事務局より)	「取引者又は需要者」、「需要者又は取引者」の記載が混在していることから、「 <u>取引者又は需要者</u> 」の記載に統一。
15	3. (1)(ア)(イ)(ウ)	35	「一定の内容」がわかりにくい。「著作物のジャンル・種類」のように具体的な表現としてはどうか。	御指摘を踏まえ、「 <u>著作物の分類・種別等の一定の内容</u> 」に修正。

No	該当箇所	頁	指摘事項	事務局提案
16	3. (1)(イ)	36	(例)①②の考慮要素が、商品の品質又は役務の質について肯定又は否定のどちらに働くのかを明確に記載すべきである。	御指摘を踏まえ、(例)①②の趣旨を明確にするため、(イ)の記載に以下の記載を追加。 「例えば、次の①②の事情は、商品の『品質』又は役務の『質』を表示するものではないと判断する要素とする。」
17	3. (1)(イ)	36	「定期刊行物」に関する内容は、「書籍」「放送番組の製作」等の商品又は役務と取扱いを異にするのか明確にすべきであり、(オ)として別項目を設けるべきである。	御指摘を踏まえ、定期刊行物については、新たに項目(オ)として記載。
18	4.	37	下記のように修正すべきである。 「商標が、指定商品の形状(指定商品の包装の形状を含む。) 若しくは指定役務の提供の用に供する物の形状そのもの、又は、これらの一部の範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、(略)」	御指摘を踏まえ、以下のように修正。 「また、商標が指定商品の形状(指定商品の包装の形状を含む。) 又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの一部の形状についても同様に扱う。」
七、第3条第1項第5号(極めて簡単に、かつ、ありふれた標章)				
19	2.	43	なお書きは、具体例である(1)及び(2)の後に記載すべきである。	御指摘を踏まえ、2. のなお書きの構成を修正し、「(ありふれた標章に該当する例)」として、①②と修正。
20	3. (1)(オ) ただし書	44	(事務局より)	第3条第1項第5号の適用においては、標章が特定の商品又は役務を取り扱う分野において使用されていることは必ずしも求められていない。しかしながら、③の記載はその例外であることから、その点を明確にするため、ただし書を以下のように修正。 「ただし、③については、その組み合わせ方が、指定商品又は指定役務を取扱う業界において記号又は符号として一般的に使用されるものに限る。」
八、第3条第1項第6号(前号までのほか、識別力のないもの)				
21	2. (2)(イ) (例)② 2. (3)(イ) (例)①	47	「出願人が出願商標を一定期間自他商品・役務識別標識として使用し」の後に「ているのに対し」を補った方が明確ではないか。	御指摘を踏まえ、「ているのに対し」を追加。
22	9. (例)②	48	例示の商標が「喫茶店」等に多数使用されていることは理解できるが、清涼飲料や果実飲料を主として提供するサービスを想定する必要はなく、「茶又はコーヒーを主とする飲食物の提供」の事例とすれば十分である。	御指摘を踏まえ、「茶又はコーヒーを主とする飲食物の提供」と修正。
第2 第3条第2項(使用による識別性)				
23	1. (1) ただし書	51	「使用しているものと認める。」を「出願商標を使用しているものと認める。」にすべき。	御指摘を踏まえ、「出願商標を使用しているものと認める。」に修正。
24	1. (2)	52	「使用しているものと認める。」を「指定商品又は指定役務について出願商標を使用しているものと認める。」にすべき。また、ただし書は段落を変えるべき。	御指摘を踏まえ、「指定商品又は指定役務について出願商標を使用しているものと認める。」に修正し、ただし書を改行。
25	6. (1)(ア)	55	タイトルを、現行基準の「同一の音商標であると需要者が認識する場合」に戻すべきである。	御指摘を踏まえ、(1)のタイトルを修正し、併せて6. の構成を修正。